

平成21年5月23日

法務省大臣官房
司法法制部審査監督課
外国法事務弁護士係 御中

在日米国商工会議所
法務サービス委員会



外国法事務弁護士資格申請のための 「承認・指定申請の手引」改訂案の公表について

外国法事務弁護士資格申請のための「承認・指定申請の手引」改訂案の公表について、下記のとおり在日米国商工会議所（ACCJ）の意見を提出致します。

1. 予備審査申出書（上記2（2）ア参照）または承認申請書（下記2（3）参照）
2. 申述書（下記4（1）参照 / 所定の様式をA4サイズの紙に印刷したものの使用が許可されるべきです）
3. 履歴書（下記 4（2）参照）
4. 旅券、外国人登録証明書その他身分を証する書類の写し（下記4（3）参照）
旅券については、身分証明ページのみ提出で十分であるべきです。
5. 外国弁護士となる資格を取得したこと及びその資格を現に保有していることを証する書類（下記 4(4)参照）

申請者が自身の資格取得国において適正な資格のある弁護士であるということを認めるためには、所定の様式に適正な資格があるという旨が記載された書類の提出で十分であると考えます。申請者の署名入り履歴書に、卒業したロースクールおよび取得学位は記載されています。

6. 外国弁護士としての職務経験を証する書類（下記4（5）参照）
申請者の署名入り履歴書で十分であるべきと考えます。ローファームおよび民間企業法務部での弁護士としての職務経験以外の経験を2年または3年の要件に含める場合で、申請者が法律事務を行っていなかった可能性についての正当な懸念がある場合を除いて、以前の雇用主からの書類は必要とされるべきではありません。もし、証明書類が必要とされる場合は、3年の経験を満たすという事を認めるもののみが要求されるべきです。過去の全ての雇用主からの書類を必要とするのは、経験豊かな弁護士に必要以上の負担を強いることとなります。また、最新版や修正版を含め、それらの書類が必要とされることが、申請手続の著しい遅れにつながっています。

近年、検察官や政府機関で契約を主に扱う弁護士としての職務経験が、2年の要件を満たす経験として認められない場合があったと認識しています。しかしそれらの職務経験は、アメリカ合衆国においては、法律事務を行っていたという経験にみなされますし、2年の要件を満たす経験とみなされるべきであると考えます。

7. 適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有することを証する書類（下記4（7）ア参照）

A. 雇用される場合（下記4（7）ア参照）

i. 雇用契約書等の書類

ii. 雇用主の事務所の概要（構成人員、業務内容等）雇用主の上申書

雇用主がすでに日本において事務所を持っている場合は、そのような上申書は要求されるべきではありません。事務所がすでにあるという事実により、その事務所が目的をもっているという事は明らかです。

及び雇用する理由を記載した雇用主の上申書

理由が明確であること、およびローファームが時折新たに弁護士を採用することは当然であるという点から、雇用する理由を記載した雇用主の上申書は必要ないと考えます。

iii. 雇用主に給与を支払う資力があることを示す書類

この書類は、法務省が、同様の書類を日本国弁護士からも要求する場合のみ、外国法事務弁護士資格の申請においても要求されるべきであると考えます。

-外国法事務弁護士の申請手続においては、可能な限り内国民待遇の原則が認められるべきです。もし、上記の書類が要求されるのであれば、登録手続が必要以上に遅れないよう、簡潔な様式のフォームが規定され、審査基準が公開されるべきです。

iv. 雇用主が事務所を確保していることを明らかにする契約書等の書類

雇用主の日本事務所がすでに存在している場合は、賃貸借契約書は要求されるべきではありません。-外国法事務弁護士の資格申請者で新たな事務所を開設する者については、賃貸借契約書の写しは、登録後にのみ要求されるべきであると考えます。

B. 単独で事務所を開設する場合（下記4（7）イ参照）

- i. 事務所を確保していることを明らかにする契約書等の書類
外国法事務弁護士の資格申請者で新たな事務所を開設する者のみ、賃貸借契約書の提出が義務付けられるべきです。賃貸借契約書の写しは、登録後にのみ要求されるべきであると考えます。
 - ii. 開業準備資金を有することを示す書類
この書類は、法務省が同様の書類を日本国弁護士からも要求する場合のみ、外国法事務弁護士資格の申請においても要求されるべきであると考えます。
-外国法事務弁護士の申請手続において内国民待遇の原則が認められるべきです。もし、上記の書類が要求されるのであれば、登録手続が必要以上に遅れないよう、簡潔な様式の様式が規定され、審査基準が公開されるべきです。
- C. 他の外国法事務弁護士と共同して業務を行う場合（下記4（7）ウ参照）
- i. 収入、支出の負担割合等共同の事業の条件を明らかにする契約書等の書類
外国法事務弁護士資格申請者が既存の共同事業に参画する場合、これらの書類は要求されるべきではありません。
 - ii. 事務所を確保していることを明らかにする契約書等の書類
外国法事務弁護士資格申請者が既存の事務所に加わる場合、賃貸借契約書は要求されるべきではありません。
 - iii. 開業準備資金を有することを示す書類
外国法事務弁護士資格申請者が既存の事務所に加わる場合、資金を有することを示す書類は提出を義務付けられるべきでないと考えます。外国法事務弁護士の資格申請者で新たな事務所を開設する者については、同様の書類を日本国弁護士からも要求する場合のみ、提出が義務付けられるべきです。
-外国法事務弁護士の申請手続においては、可能な限り、内国民待遇の原則が認められるべきです。もし、上記の書類が要求されるのであれば、登録手続が必要以上に遅れないよう、簡潔な様式の様式が規定され、審査基準が公開されるべきです。

D. その他の形態で業務を行う場合（下記4（7）エまたはオを参照）

8. 住居を確保していることを明らかにする書類（下記4（7）ア（e））

住居を確保していることを明らかにする書類は、法務省が同様の書類を日本国弁護士からも要求する場合のみ、提出が義務付けられるべきです。- 外国法事務弁護士の申請手続においては、可能な限り内国民待遇の原則が認められるべきです。そもそも外国法事務弁護士の資格申請者が住居を持たない訳がありません。この要件は、申請者が外国法事務弁護士の登録ができるかどうか分かる前に、申請者やその雇用主に不必要に賃貸借契約上の義務を負わせることとなります。

9. 職務上の義務を果たす経済的基盤があることを明らかにする書類（下記4（7）アイウ参照）

これらの書類は、法務省が同様の書類を日本国弁護士からも要求する場合のみ、提出が義務付けられるべきです。- 外国法事務弁護士の申請手続においては、可能な限り内国民待遇の原則が認められるべきです。もし、上記の書類が要求されるのであれば、登録手続が必要以上に遅れないよう、簡潔な様式のフォームが規定され、審査基準が公開されるべきです。

10. 依頼者に与えた損害を賠償する能力を有することを証する書類（下記4（8）参照）

大手事務所は弁護士過誤保険に加入しており、この要件は簡単に満たすことができます。しかし、原則として、この書類は、法務省が同様の書類を日本国弁護士からも要求する場合のみ、提出が義務付けられるべきです。- 外国法事務弁護士の申請手続においては、可能な限り内国民待遇の原則が認められるべきです。もし、上記の書類が要求されるのであれば、登録手続が必要以上に遅れないよう、簡潔な様式のフォームが規定され、審査基準が公開されるべきです。補償額についての情報は、事務所に所属するものであり公にしづらい事柄なので、もしどうしても公開しなければならないという事であれば、日弁連の委員会ではなく、法務省にのみ公開されるべきです。

手引き

1987年2月27日付け日本政府からアメリカ政府への書簡（以下「1987年の書簡」）への添付書類1（以下「添付書類」）には、「やむをえない事情が無い限り、法務省による資格の承認および日弁連への登録は、合わせて3ヶ月以内に完了する」とあります。これには、全ての予備審査、および弁護士会委員会の会議の間に生じるあらゆる遅れの期間を含めるべきです。好ましくは、申請手続は、数週間のうちに完了すべきであります。少なくとも日本政府の元々の約束は堅持されるべきです。

提出書類の要件が大幅に単純化され、また主観的な決定の余地が減る事を考えると、予備審査（手引き2参照）は削除されるべきであると考えます。

さらに、添付書類は、1987年の書簡に指定された簡潔な書類の提出することにより、「やむをえない事情がある場合を除いて」法務省は追加の申請手数料（手引き3-5

(3)参照) または著しい書類の要件なしに (ルイジアナ州弁護士でない弁護士によるルイジアナ州の指定の可能性を除き) すべての管轄域の特定外国法の指定を与える旨をはっきり書いています。特に、ほとんどのアメリカの州では (主要な商業的に重要な州を含めた88%以上)、外国弁護士に市場を開放しているという事を考慮すると、当初考えられていた通り、指定は定期的に与えられるべきだと考えます。

(手引き3参照)

所定の様式に英語で記入されて提出される訳文の提出義務は削除されるべきです。なぜなら、それらの用紙の中で重要な部分は、氏名、数字、ローファーム名、住所等のみであるからです。(手引き2-2 (2) イ参照)

申請手続の期間に、申請者は日本に居住もしくは駐在する者でなければならないという要件は削除されるべきです。この最近作られた要件により、申請手続の期間中、申請者本人や雇用先のローファームは異議申し立てを受ける可能性にさらされつつ申請者が日本で他の外国法事務弁護士の監督の下勤務する事、または何ヶ月も何も仕事をしないでいる事を強いられます。これは非合理的です。

手引き2-4 (2) - 履歴書

提案されている履歴書に記載しなければいけない事項は、現在の要件よりも細部にわたっていますが、特にそれらの事項が申述書の内容の繰り返しである事を考えると、現在の要件をさらに重くするべきではないと考えます。現在の履歴書は、氏名、生年月日、学歴、弁護士登録情報、および限られた範囲の職歴情報のみが記載されていればよく、とても簡潔です。事務所で使用される、法務大臣より助言を受けた肩書きを除き、その他の情報は申述書に記載されています。

手引き2-4 (4) ア - 外国弁護士となる資格を取得したこと及びその資格を現に保有していることを証する書類

このセクションには、「なお、これらの書類は、できるだけ最近に発行されたもので、かつ、承認申請中に失効しないようなものとしてください。」とあります。

これについては、有効期間がはっきりしていません。また、現在の経験から、少なくとも6ヶ月、好ましくは12ヶ月は、証明書が有効であるよう規定していただきたい思います。実際問題として、現在の日付より3ヶ月以上古いものは受理されないという事は理解しています。しかし、申請手続がしばしば3ヶ月以上かかることを考えると、申請者は、その手続中何度も最新版の証明書を取得しなければならないこととなります。これは、不当に申請者の負担を強いるものであり、また申請手続を更に遅らせるものであると考えます。

手引き 2-4 (7) ウa - 収入、支出の負担割合等共同の事業の条件を明らかにする契約書等の書類

現行では、これらの書類は提出を義務付けられていません。現行のように、申請者の事務所のすべての外国法事務弁護士であるパートナーの署名の入った書類で十分であると考えます。この新たな要件は負担が大きすぎます。